

70 歳以上の方

限度額適用・標準負担額減額認定証について

医療機関へ保険証と一緒に『限度額適用・標準負担額減額認定証』を提示されま
すと、入院時に支払う医療費(一部負担金)と食費が、下表の金額になります。

70 歳以上の方の「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、同じ世帯に属する
世帯全員が住民税非課税である方だけが対象になります。

～有効期限は、申請月の初日から 7 月 31 日までとなります。

尚、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を交付され
ましたら直ちに病院窓口にご提示下さい。

《 減 額 内 容 》

適用区分	入院及び世帯ごとの限度額	入院時の食事代(1食あたり)
一般(1割)	44,400 円	260 円
区 分Ⅱ	24,600 円	210 円※
区 分Ⅰ	15,000 円	100 円

区分Ⅱ…世帯全員が住民税非課税の方

区分Ⅰ…世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたとき
に 0 円となる方

※ …区分Ⅱの方で、認定月以降 12 ヶ月以内に入院日数が 91 日以上になった場合は、再
度申請すると食事代が 210 円から 160 円に減額されます。

手続きに必要なもの:保険証または後期高齢者医療被保険者証、印鑑

詳しくは、お住まいの市町村役場までお問い合わせ下さい。